

## 賃貸借契約書（案）

原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「甲」という。）（以下「乙」という。）とは、「次期基盤情報システムの複合機等導入・保守・賃貸借業務」を乙が責任をもって（以下「丙」という。）をして賃貸並びに提供させることについて、次の条項により賃貸借契約を締結するものとする。

（信義誠実の原則）

第 1 条 甲、乙及び丙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

（契約の内容）

第 2 条 乙は、丙をして別添に定める物件（以下「賃貸借物件」という。）を甲に賃貸し、甲は、丙にその対価として契約金額を支払うものとする。なお、乙は丙をして乙が本契約上に負う債務を負担させるものとし、丙が債務を履行しない場合は、乙が当該債務を履行するものとする。

（再請負の制限）

第 3 条 乙及び丙は、業務の全部を一括して第三者（以下「再請負先」という。）に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙及び丙は事前に甲の承認を得た上で、業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせることができる。その場合において乙及び丙は、甲に次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 委任する相手方の商号又は名称及び住所
- (2) 委任する相手方の業務の範囲
- (3) 委任を行う合理的理由
- (4) 委任する相手方が、委託される業務を履行する能力
- (5) 委任に要する費用
- (6) その他必要と認められる事項

3 前項に基づき乙及び丙が業務の一部を再請負先に委任し、又は請負寄せた場合においても、甲は、再請負先の行為を全て乙及び丙の行為とみなし、乙及び丙に対し、本契約上の責任を問うことができる。

（履行場所及び賃貸借物件）

第 4 条 賃貸借物件の履行場所及び賃貸借物件は、次のとおりとする。

(1) 履行場所

- ①機構本部 : 東京都港区虎ノ門 2-2-5 共同通信会館 5F
- ②福島事務所 : 福島県郡山市駅前 1-15-6 明治安田生命郡山ビル 1F
- ③現地事務所 : 福島県双葉郡富岡町中央 2 丁目 101

(2) 賃貸借物件  
別添のとおり。

(契約期間及び賃貸借期間)

第5条 契約期間及び賃貸借期間は、契約締結日から2025年3月31日までとする。

2 前項に規定する契約期間及び賃貸借期間は、法令等及び甲の予算の範囲内において、甲、乙及び丙が協議して変更することができる。

(契約金額)

第6条 本契約の契約金額は、別添の構築・導入料金、賃貸借料金及びに保守料金のとおりとする。ただし、別添の金額には消費税及び地方消費税の額は含まないものとする。

2 丙は、当該月を経過した後において、甲に1ヶ月あたりの賃貸借料金を請求するものとする。ただし、賃貸借物件の使用期間が1ヶ月に満たない場合、実際の使用期間に応じて月額賃貸借料金を日割計算とする。

3 乙は、毎月末日において使用枚数を確認し、実際の使用枚数に契約金額を乗じて得た合計額を、当該月を経過した後において、甲に保守料金を請求するものとする。ただし、使用枚数の確認にあたっては、保守・点検及び調整等のため使用した枚数及び乙の責に帰するものと認められる賃貸借物件の不良等により正常に出力されなかった枚数については、保守料金の算出に当たり控除するものとする。

4 甲は、第2項及び第3項の金額に対して、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額を消費税額及び地方消費税額（円未満の端数は切り捨て）として、第2項の金額は丙に、第3項の金額は乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第7条 甲は、本契約に係る乙及び丙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

(検査)

第8条 乙は、賃貸借物件を納入しようとするときは、甲による立会の上、検査を受けなければならない。ただし、乙に差支えがあって立会することができない場合は、予め甲の承諾を得た確実な代理人を差し出さなければならない。

2 甲は、前項の通知に基づき乙から賃貸借物件の納入があったときは、10日以内に検査をするものとする。

3 賃貸借物件は、すべて甲の指示（図面、調達仕様書等）のとおりであって、甲が行う検査に合格したものでなければならない。

4 納入検査に必要な費用は、乙の負担とする。

(納入の完了及び危険負担)

第 9 条 賃貸借物件の納入は、甲が前条の検査の結果合格品と認めたときに完了したものとする。

2 賃貸借物件が履行場所に到着し、甲の検査に合格するまでの亡失毀損等の事故その他一切の責任は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大な過失によった場合は、この限りでない。

(契約金額の請求及び支払)

第 10 条 賃貸物件の納入し、第 9 条により甲が検査合格を認めたとき、乙は構築・導入料金を甲に請求するものとする。

2 各月経過後、丙は当月分の賃貸借料金の、乙は当月分の保守料金の支払いを甲に請求するものとする。

3 甲は、乙及び丙の適法な支払請求書を受理したときは、構築・導入料金並びに、当月分の賃貸借料金及び保守料金を乙及び丙に翌月末日までに支払わなければならない。

(遅延利息)

第 11 条 甲は、自己の責に帰すべき事由により前条の期限内に契約金額を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から起算して支払いの日までの日数に応じ、請求金額に対して政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和 24 年 12 月 12 日大蔵省告示第 991 号）で計算した金額を遅延利息として乙及び丙に支払うものとする。ただし、その金額に 100 円未満の端数があるとき又はその金額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(納期の有償延期)

第 12 条 乙は、乙の責に帰する事由により期限内に賃貸借物件の納入ができないときは、その事由を詳記して期限内に納期の延長を求めることができる。この場合甲は、遅延料を徴収して納期の延長を認めることができる。

(遅延料)

第 13 条 前条に定める遅延料は、納入期限の翌日から起算して遅滞日数に応じ、契約金額に対して政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和 24 年 12 月 12 日大蔵省告示第 991 号）で計算した金額とする。

(納期の無償延期)

第 14 条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し難い事由により、期限内に賃貸借物件の納入ができないときは、その事由を詳記して期限内に納期の延期を求めることができる。

2 この場合、甲は、その請求が正当と認めたときは、遅延料を徴収せず納期の延期を認めることができる。

(事情変更)

第 15 条 甲は、必要がある場合には、乙及び丙と協議して賃貸借の内容を変更し、又は賃貸借を一時中止することができる。

- 2 甲、乙又は丙は、本契約の締結後、経済事情の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適當となったと認められる場合には、本契約の変更協議を契約の相手方に申し出ることができる。この場合、契約の相手方は、誠意をもって協議に応ずる。
- 3 前二項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲、乙又は丙が協議して、書面により定めるものとする。

#### (賃貸借物件の保守)

- 第 16 条 乙は、賃貸借物件について、賃貸借物件が正常に稼働するよう、賃貸借物件の調整、修理及び部品の交換等所要の保守を行わなければならない。ただし、甲の責に帰すべき理由による修理の費用、又は本契約に含まない特別な保守（賃貸借物件の改良等）の費用は、この限りではない。
- 2 乙は、賃貸借物件の保守不完全に起因する故障のため甲の業務に支障をきたすおそれのある場合は、乙の負担において、直ちに同等の性能を有する機器を使用できるよう取り計らうものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由によりその処置を講じた場合の費用はこの限りではない。

#### (賃貸借物件の善管注意義務)

- 第 17 条 賃貸借物件の所有権は丙に属し、甲は、賃貸借物件の保全のため乙が定めた温度、湿度等を良好な状態に保つとともに、善良な管理者の注意をもって賃貸借物件を管理するものとする。
- 2 乙は、保守にあたり、常に前項の管理についても注意を払い、異常を発見した場合には、直ちに甲に助言するものとする。
  - 3 甲は、賃貸借物件をき損するなど賃貸借物件の原状を変更するような行為をしてはならない。

#### (賃貸借物件の譲渡等の禁止)

- 第 18 条 甲は、賃貸借物件を他に譲渡し、若しくは他に使用させ、又は担保に入れたりして賃貸借物件に対する丙の完全な所有権を害する行為は、一切しないものとする。
- 2 第三者が、賃貸借物件について権利を主張し、又は保全処分や強制執行などにより丙の所有権を侵害する恐れがあるときは、甲は、賃貸借物件が丙の所有であることを主張してその侵害を防ぎ、直ちにその事情を乙に通知するものとする。

#### (賃貸借物件の滅失又は棄損)

- 第 19 条 賃貸借物件が滅失し、若しくは盗難に遭うなど、甲が賃貸借物件の占有を失い丙の所有権が回復する見込みがないとき、又は賃貸借物件が損傷して修理不能のときは、甲は直ちに乙及び丙に通知し、甲乙丙協議の上損害金を丙に対して支払うものとする。

#### (動産総合保険)

- 第 20 条 丙は、賃貸借物件につき契約期間中継続して丙を被保険者とする新

価特約付動産総合保険契約を締結し、その費用を負担する。

- 2 甲は、新価特約付動産総合保険契約に規定される保険事故が生じたときは、直ちに丙に通知するものとする。
- 3 甲は、保険事故により保険会社から丙に支払われた保険金の限度内において、丙に対する損害金の支払義務を免れるものとする。

#### (権利義務の譲渡)

第 21 条 乙又は丙は、甲の承認を得ないで本契約の履行を他に承継せしめ、又は本契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、若しくは担保に供してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づき融資を受けるにあたり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年 12 月 14 日政令第 350 号）第 1 条の 2 に規定する金融機関に対し債権を譲渡する場合は、この限りではない。

- 2 乙又は丙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届出なければならない。

#### (契約の解除)

第 22 条 甲は、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、本契約に係る甲の業務が中止又は変更された場合は、乙及び丙に対して 30 日の予告期間をもって書面により通告して、本契約を解除することができる。

- 2 甲は、次に掲げる事項の一に該当するときは、乙及び丙に対して書面により通告し、本契約を解除することができる。この場合において、甲は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を、違約金として乙から徴収することができる。

(1) 乙及び丙が正当な事由なく、期限までに賃貸借物件の納入を完了せず、又は完了する見込みがないと認められるとき。

(2) 乙及び丙が本契約の解除を請求したとき。

(3) 本契約に関し、乙及び丙若しくはその代理人又は使用人等が甲の職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があったとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、乙及び丙が本契約条項に違反したとき。

- 3 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

#### (損害賠償)

第 23 条 乙及び丙は、第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による場合、又は前条第 2 項の規定による場合には、甲に対して損害賠償の請求をしないものとする。ただし、乙及び丙は、甲に対して既に経過した期間における賃貸借の終了部分に相当する契約金額を請求できるものとし、この場合は第 8 条、第 10 条及び第 11 条の規定を準用するものとする。

- 2 前条第 1 項の規定による解除の場合は、乙及び丙は甲に対して損害賠償を請求できるものとする。

- 3 前条第 2 項の規定による解除の場合は、甲は乙及び丙に対して損害賠償を請求できるものとする。

- 4 甲又は乙及び丙は、本契約の履行に関して相手方に損害を与えたときは、

その損害の賠償を請求できるものとする。ただし、第 20 条に規定する新価特約付動産総合保険で補償される事項の場合は、甲はその補償される事項の賠償は行わないものとする。

- 5 乙及び丙は、本契約を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは、乙及び丙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に記すべき理由による場合においては、この限りではない。
- 6 第 2 項、第 3 項又は第 4 項に規定する損害賠償の額は、第 6 条第 1 項の契約金額を上限として、甲乙丙が協議して定めるものとする。

#### (引取諸掛)

第 24 条 乙及び丙は、契約期間の満了又は第 22 条に規定する契約の解除に伴って賃貸借物件及び消耗品を引き取る場合、必要な荷造り及び運搬の費用を負担するものとする。

#### (違約金に関する遅延利息)

第 25 条 乙及び丙が第 22 条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙及び丙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

#### (秘密の保持)

第 26 条 甲、乙及び丙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、又は本契約の目的の範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除くものとする。

- 2 個人情報に関する取扱いについては、別紙 1 のとおりとする。
- 3 前各項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

#### (瑕疵担保)

第 27 条 甲は、賃貸借物件について納入後 1 年以内に隠れた瑕疵を発見したときは、直ちに乙及び丙に通知するものとする。なお、賃貸借物件の瑕疵担保責任は乙及び丙との間で締結した売買契約に基づき、当該乙が負担するものとする。

#### (紛争又は疑義の解決方法)

第 28 条 本契約について、甲乙丙間に紛争又は疑義が生じたときは、甲乙丙が誠意をもって協議の上解決するものとする。

- 2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は、甲乙丙平等の負担とする。

#### (管轄裁判所)

第 29 条 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とする。

(補足)

第 30 条 本契約に定める事項又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙丙協議し、誠意をもって解決する。

## 特記事項

### 【特記事項 1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第 1 条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- 一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
  - イ 独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令が確定したとき
  - ロ 独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
  - ハ 独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- 二 本契約に関し、乙の独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき
- 三 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第 2 条 乙は、前条第 1 号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第 61 条第 1 項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第 62 条第 1 項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第 3 条 乙が、本契約に関し、第 1 条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する金額（その金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第 1 項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支

払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

- 4 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第 1 項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

## 【特記事項 2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第 4 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(再請負契約等に関する契約解除)

第 5 条 乙は、本契約に関する再請負先等（再請負先（下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。）並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。



きる。

(損害賠償)

- 第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
  - 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
  - 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
  - 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
  - 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
  - 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

【特記事項3】

(定義)

- 第8条 本契約における用語は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号。以下「機構法」という。）その他の主務省令において使用する用語の例による。

2 本契約において「秘密情報」とは、次のイからハまでに掲げる情報のいずれかに該当するものであって、次のニからトまでに掲げる情報のいずれかに該当するものでないものをいう。

イ 本契約締結以前における本契約に関連して行われた又はこれに基づき行われる交渉及び協議の経緯並びにその内容

ロ 本契約の存在及びその内容

ハ 本契約の締結及び履行に際して知り得た甲及び乙の事業に関連する情報

ニ 情報提供者から開示された時点で、既に公知又は一般に入手が可能となっていた情報

ホ 情報提供者から開示された後で、情報受領者の責に帰すべき事由によらずに公知又は一般に入手が可能となった情報

ヘ 情報提供者から開示された時点で、情報受領者が既に適法に保有していた情報（その旨を情報受領者が立証し得るものに限る。）

ト 情報提供者から開示された後で、情報受領者が正当な権限を有する本契約の当事者以外の第三者から秘密保持義務を自ら負うことなく開示された情報

3 本契約において「情報提供者」とは、秘密情報を提供する当事者をいう。

4 本契約において「情報受領者」とは、秘密情報を受領する当事者をいう。

#### （秘密保持義務）

第9条 甲及び乙は、秘密情報を本件取引の目的以外で使用してはならない。

2 各当事者は、厳格に秘密を保持するものとし、情報提供者の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本契約の当事者以外の第三者に秘密情報を開示し、又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 本契約の定めに従い履行するために秘密情報を知る必要のある、情報受領者自身の役員及び職員に開示する場合

二 本契約の締結及び履行のために各当事者が自ら依頼した弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門家に開示する場合

三 適用ある法令等により開示が要求される場合（開示する内容、時期及び方法について事前に情報提供者と協議を行った場合に限る。）

四 司法・行政機関等からの命令又は要請等に基づき開示する必要がある場合

五 甲が内閣府、文部科学省、経済産業省及び原子力規制委員会に甲の業務遂行のために開示する場合

六 甲が東京電力ホールディングス株式会社に甲の業務遂行のために開示する場合（開示する内容、時期及び方法について事前に情報提供者と協議を行った場合に限る。）

3 情報受領者は、前項に規定による秘密情報の開示を受ける第三者が、法律上の秘密保持義務を負う者でないときは、本契約に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を当該第三者に課して、その義務を遵守させるものとし、かつ、当該第三者においてその義務の違反があった場合には、情報受領者による義務の違反として、情報提供者に対して直接責任を負うものとする。

4 甲及び乙は、秘密情報が漏洩し、又はその可能性を認識した場合には、直ちに情報提供者に通知する。

#### （破棄又は返還）

第10条 情報受領者は、本契約の有効期間中であるか、本契約終了後であるかを問わず、各当事者が提供又は指定した紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに各当事者に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により情報を復元及び判読不可能な状態に消去又は廃棄しなければならない。

2 情報受領者は、情報提供者が要請した場合には、速やかに前項に基づく情報受領者の義務が履行されたことを証明する書面を情報提供者に対して提出するものとする。

（損害賠償）

第11条 本契約に違反した当事者は、当該違反に起因又は関連して相手方が被った損害（合理的な弁護士費用を含む。）を賠償するものとする。

（差止め）

第12条 本契約の各当事者は、相手方が、本契約に違反し、又は違反する恐れがある場合には、その差止め、又はその差止めに係る仮の地位を定める仮処分を申し立てることができるものとする。

（契約の変更）

第13条 本契約は、本契約の当事者の書面による合意によらなければ、これを変更することができない。

（公表）

第14条 甲及び乙は、本契約の締結及び内容について、事前に公表の時期、方法及び内容を、他方当事者との間で協議の上合意し、対外的な公表を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、司法・行政機関等からの命令又は要請等に従い、対外的な公表を行うことが要請された場合には、本契約の締結及び内容について、必要な限度で任意に公表することができる。

（本契約の可分性）

第15条 本契約のいずれかの規定が、何らかの理由により無効又は執行不能である場合であっても、本契約の他の規定が無効又は執行不能となるものではない。

2 裁判所において本契約のいずれかの規定が、無効又は執行不能であると判断された場合には、当該規定は、有効かつ執行可能となるために必要な限度において限定的に解釈されるものとする。

（通知）

第16条 本契約に基づく当事者間の意思表示又は通知は、別段の定めがない限り、権限を有する者により適正に作成された書面により、他方当事者の権限を有する者に対し、手交、郵便、ファクシミリ又はE-mailにより行うものとする。

2 前項の規定による書面は、各名宛人に到達した日（到着日が休日の場合にあっては、その直後の営業日）にその効力が発生するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第17条 甲及び乙は、相手方が書面により事前に承諾しない限り、本契約上の地位又は権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡することができない。

（言語）

第18条 本契約は、日本語により締結される。本契約を他の言語に翻訳したものが存在する場合であっても、当該翻訳は当事者の便宜を図るものに過ぎず、本契約の解釈及び適用に影響を与えるものではない。

（準拠法及び合意管轄）

第19条 本契約は日本法に準拠し、日本法により解釈されるものとする。

2 本契約の各当事者は、本契約に関して生じる一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることにつき合意する。

（誠実協議）

第20条 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に関して疑義が生じた事項については、当事者は誠実に協議の上、信義誠実の原則に従って解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都港区虎ノ門二丁目2番5号  
共同通信会館5階  
原子力損害賠償・廃炉等支援機構  
理事長 山名 元

乙

丙

## 個人情報の取扱いに関する特則

### (定義)

第 1 条 本特則において、「個人情報」とは、本業務に関する情報のうち、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することができるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、右「当該個人」を「情報主体」という。

### (責任者の選任)

第 2 条 乙及び丙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。

2 乙及び丙は、第 1 項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

### (個人情報の収集)

第 3 条 乙及び丙は、本業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

### (開示・提供の禁止)

第 4 条 乙及び丙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者（情報主体を含む。）に開示又は提供してはならない。ただし、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。

2 乙及び丙は、本業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。

3 乙及び丙は、本業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

### (目的外使用の禁止)

第 5 条 乙及び丙は、個人情報を本業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

### (複写等の制限)

第 6 条 乙及び丙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、本業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

### (個人情報の管理)

第 7 条 乙及び丙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第 4 条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

2 乙及び丙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。

3 甲は、乙又は丙に事前に通知の上乙又は丙の事業所に立入り、乙又は丙における個人情報の管理状況を調査することができる。

4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙及び丙は、これに従わなければならない。

5 乙及び丙は、本業務に関して保管する個人情報（甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む。）について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは本業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

#### （返還等）

第 8 条 乙及び丙は、甲から要請があったとき、又は本業務が終了（本契約解除の場合を含む。）したときは、個人情報が含まれるすべての物件（これを複製、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙及び丙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。ただし、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

2 乙及び丙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

#### （記録）

第 9 条 乙及び丙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

2 乙及び丙は、前項の記録を本業務の終了後 5 年間保存しなければならない。

#### （再請負）

第 10 条 乙又は丙が甲の承諾を得て本契約事項を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙又は丙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。

2 前項の場合といえども、再請負先の行為を乙又は丙の行為とみなし、乙又は丙は、本特則に基づき乙又は丙が負担する義務を免れない。

#### （事故）

第 11 条 乙又は丙において個人情報に対する不正アクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙又は丙は、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や收拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものと

する。なお、当該措置を講じた後、直ちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

2 前項の事故が乙又は丙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙又は丙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない。）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙又は丙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

3 第1項の事故が乙又は丙の本特則の違反に起因する場合は、本契約によって本契約が解除される場合を除き、乙又は丙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上

(別添)

賃貸借物件、構築・導入料金、賃貸借料金及び保守料金

1 賃貸借物件

| 種 別       | 機 種 / 仕 様 等 | 数 量 |
|-----------|-------------|-----|
| 複合機A      |             | 台   |
| 複合機B      |             | 台   |
| 複合機関連システム |             | 式   |

2 構築・導入料金

(1) 構築・導入料金は、金                      円とする。

(注) 請求及び支払いの際、別途消費税及び地方消費税の額を加算する。

(2) 上記の料金は、賃貸借契約物件納品完了時に支払いをするものとする。

3 賃貸借料金

(1) 賃貸借料金は、金                      円とする。

(2) 1ヶ月あたりの賃貸借料金は、上記金額を契約期間月数〇〇で除した                      円とする。

(3) 1ヶ月あたりの賃貸借料金の内訳は、下表のとおりである。

|                 |
|-----------------|
| 1ヶ月あたりの賃貸借料金の合計 |
| 円               |

(注) 請求及び支払いの際、別途消費税及び地方消費税の額を加算する。



#### 4 保守料金

(1) 複合機関連アプリケーションソフトウェアの保守費用は、金 円とする。

(2) 1ヶ月あたりの複合機関連アプリケーションソフトウェアの保守費用は上記金額を契約期間 月数〇〇で除した 円とする。

(3) 保守料金の単価及び1ヶ月あたりの予定数量は、下表のとおりである。

| 種 類          | 1ヶ月あたりの予定数量<br>(全台分の合計カウント数) | 保守単価<br>(1カウントあたり) |
|--------------|------------------------------|--------------------|
| モノクロプリント/コピー | 135,000                      | @ 円                |
| カラープリント/コピー  | 135,000                      | @ 円                |

#### 4 合計金額

予定数量をもって換算した契約期間（契約締結日～令和7年3月31日）における総額は、金 円とする。

（注1）請求及び支払いの際、別途消費税及び地方消費税の額を加算する。

（注2）請求書は、カウント数に応じた1台ごとの保守料金が分かる形で提出すること。